

権利擁護センター「めぐろ」 3年度事業報告



〒権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、☎5768-3965)

権利擁護センター「めぐろ」は、高齢者や障害のあるかたが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。また、保健福祉サービス苦情調整委員の事務局としての業務も行っていきます。詳細は、目黒区社会福祉協議会☎(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。



相談事業

●一般相談(表1)

成年後見制度の概要、高齢者や障害のあるかたの福祉サービスの利用・日常的な金銭管理などの相談を受け付けています。

●専門相談(相談件数87件)

成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士や司法書士による無料相談を行っています。

表1 一般相談件数

| 内容 | 件数 |
|----------|-------|
| 権利擁護 | 1,724 |
| 成年後見制度など | 932 |
| 苦情相談 | 101 |
| その他 | 20 |
| 合計 | 2,777 |

日常生活自立支援・身体障害者等福祉サービス利用援助事業

(年度末の契約件数43件)

判断能力が十分でない高齢者や障害のあるかたなどに、次の支援を行っています。

- ・福祉サービス利用援助(郵便物などの書類整理、各種行政手続きほか)
- ・日常的な金銭管理(預貯金からの生活費払い戻しや公共料金支払いほか)

成年後見制度の利用支援事業

●後見人などの紹介(紹介件数36件)

親族以外の後見人などを希望するかたに、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家を紹介します。

●法人後見などの受任(表2)

親族や専門家に後見人を依頼することが困難なかたに、目黒区社会福祉協議会が法人として法定後見人などを受任しています。

表2 法人後見などの年度末受任件数

| 内容 | 件数 |
|---------|----|
| 法定後見人 | 4 |
| 法定後見監督人 | 8 |

●成年後見制度の啓発・親族後見人へのサポートほか

専門家で構成する組織「めぐろ成年後見ネットワーク」と協力し、講演・講座や親族後見人支援のための交流会などを実施しています。

保健福祉サービス苦情調整委員による苦情調整事業

(相談件数101件)

保健福祉サービスの苦情などを、利用者に代わり法律や福祉の専門家である保健福祉サービス苦情調整委員が中立的な立場で調査し、対応します。

●苦情申し立て(表3)

苦情調整委員と面談後、申立書を提出し、申し立てを行います。

●苦情調整委員の対応状況(表4)

申し立てについて調査を行った結果を申立人に通知し、事業者などに要望などを行います。

表3 苦情申立件数

| 内容 | 件数 |
|----------------|----|
| 介護保険に関するもの | 0 |
| 高齢者福祉に関するもの | 2 |
| 保健福祉に関するもの | 0 |
| 障害者福祉に関するもの | 1 |
| 障害者総合支援法に関するもの | 1 |
| 低所得に関するもの | 1 |
| 子育て支援に関するもの | 0 |
| 保育に関するもの | 0 |
| 合計 | 5 |

表4 苦情調整委員の対応件数

| 内容 | 件数 |
|-----------|----|
| 勧告 | 0 |
| 意見表明 | 0 |
| 文書による申し入れ | 3 |
| 口頭による申し入れ | 0 |
| 文書による要望 | 2 |
| 口頭による要望 | 0 |
| 申し立ての取り下げ | 0 |
| 面談のみ | 2 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 7 |

☎3年度苦情調整委員運用状況報告書は、8月下旬から、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・権利擁護センター「めぐろ」、地域包括支援センターのほか、区☎(コード②)でご覧になれます。



防犯・防災 クイズ

問題!

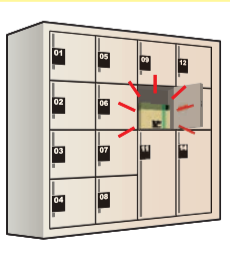
役立つ防犯・防災の知識をクイズで紹介。いつもの備えを、もしものときの安心につなげよう。

荷物の盗難被害から問題

盗難編

置き配は、直接荷物を受け取らず、指定した場所に届けてもらうサービス。盗難のトラブルに遭わないための対策として、間違っているのは次の①～③のうちどれ?

- ① 施錠機能付きの宅配ボックスを使う
- ② コンビニなどで荷物を受け取るサービスを使う
- ③ 植木の陰や自転車のカゴなどを指定する



正解は、この面の一番下にあります↓

☎生活安全課(☎5722-9667、☎5722-7936)

8月は道路ふれあい月間

国土管理課土木監察係

(☎5722-9426、☎5722-9636)



4年度道路ふれあい月間
推進標語最優秀賞

朗らかに「お先にどうぞ」が
言えた朝

道路を常に広く、美しく、安全に利用することを目的に、8月10日を道の日、8月を道路ふれあい月間としています。道路にはみ出た商品や看板などは迷惑になるだけでなく、法律に違反する行為で、緊急・災害時には避難や救出活動の大きな妨げとなります。

また、道路に張り出した、住宅の庭木や生け垣が標識を覆い隠す、車に接触するなどの苦情も後を絶ちません。敷地内への看板などの設置や、定期的な庭木等のせん定など、適切な管理をお願いします。

ルールを守り、安心して通行できる道路環境を心掛けましょう。

看板などが道にせり出して困っている人がいます



庭木が標識やカーブミラーなどを覆うと交通の支障となります

